

兵庫県保健医療計画への医療機関等の記載（更新）について

第 5 次改正医療法を踏まえ、平成 20 年 4 月に改定した保健医療計画では、4 疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）について、各疾病に求められる医療機能と、その機能を有する個別の病院名及び各病院の詳細な医療機能を記載している。

平成 20 年 7 月から、患者・県民に対して、適時、適切に医療機関情報を提供するため、下記のとおり、各医療機関の医療機能の変更に対応している。

【参考：医療機関等の公表方法】

- (1) 保健医療計画では、医療法第 6 条の 3 の規定に基づく情報公表制度により各医療機関から報告されたデータをもとに、毎年度病院名とその医療機能を更新し、県のホームページで公開することとしている。
- (2) 上記(1)に基づく公表に加え、医療機関から、計画に記載している医療機能の変更があった場合、その届出を随時受け付け、圏域の健康福祉事務所等において確認の上、定期的に(月 1 回*)県のホームページを更新する。
(* 毎月 15 日までに届出書の提出があったものについて、原則として翌月 15 日を目途にホームページを更新する。)

更新病院数

平成 23 年 9 月以降の更新状況（平成 23 年 9 月 15 日～平成 24 年 2 月 15 日）

疾病名	更新病院数	更新の内訳
脳卒中	1 病院	追加(急性期 1)

< 参考 > 平成 24 年 2 月 15 日現在の状況 別紙のとおり

2 脳血管疾患対策（脳卒中対策）

< 脳卒中の急性期医療の機能を有する病院の現状 >

脳卒中の急性期医療を担う医療機関の選定条件

- ）検査（X線検査、CT検査、MRI（拡散強調画像）、血管連続撮影）24時間実施可能（ワコール体制含む）
- ）血栓溶解療法（t-PA）が24時間当直体制で実施可能
- ）外科的治療が必要な場合2時間以内に治療開始（24時間対応）
- ）急性期リハビリテーションの実施

上記の条件を満たすあるいは近い機能を有する病院は以下のとおりである。
（平成21年10月兵庫県医療施設実態調査（平成22年6月確認調査）結果より*）

区分	A 上記の条件をすべて満たしている病院	A' 上記の条件のうち、)についてはオンコール体制で24時間対応可能な病院(その他の条件はAと同一)	B 上記条件の)、)、)のうち、診療時間のみの対応となる項目がある病院
脳卒中 圏域			
神戸	5 恒生病院 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸大学医学部附属病院 新須磨病院 吉田病院	6 神戸医療センター 神戸赤十字病院 社会保険神戸中央病院 神鋼病院 西神戸医療センター 神戸掖済会病院	1 神戸徳洲会病院
阪神南	4 関西労災病院 県立西宮病院 西宮協立脳神経外科病院 兵庫医科大学病院	2 県立尼崎病院 合志病院	2 西宮渡辺病院 笹生病院
阪神北・ 丹波	2 三田市民病院 伊丹恒生脳神経外科病院	2 宝塚市立病院 ベリタス病院	1 宝塚第一病院
東播磨	3 大西脳神経外科病院 順心病院 県立加古川医療センター	2 加古川西市民病院 高砂市民病院	2 明舞中央病院 明石市立市民病院
北播磨	1 市立西脇病院		
中播磨	2 県立姫路循環器病センター 姫路医療センター	6 入江病院 製鉄記念広畑病院 ツカザキ病院 姫路赤十字病院 姫路中央病院 長久病院	
西播磨	1 赤穂市民病院	1 赤穂中央病院	
但馬		1 公立豊岡病院	
淡路	1 洲本伊月病院	1 県立淡路病院	

（*病院からの変更届により、平成23年12月15日更新）